

時差式信号現示とは

【意義】

時差式信号現示とは、車両用交通信号灯器を用いて、上り方向、又は下り方向を同時に流すことができる交通流に対し、いずれかの一方向の青信号表示を延長する信号現示をいいます。（ただし、矢印信号表示による制御は含まれません。）

【設置条件】

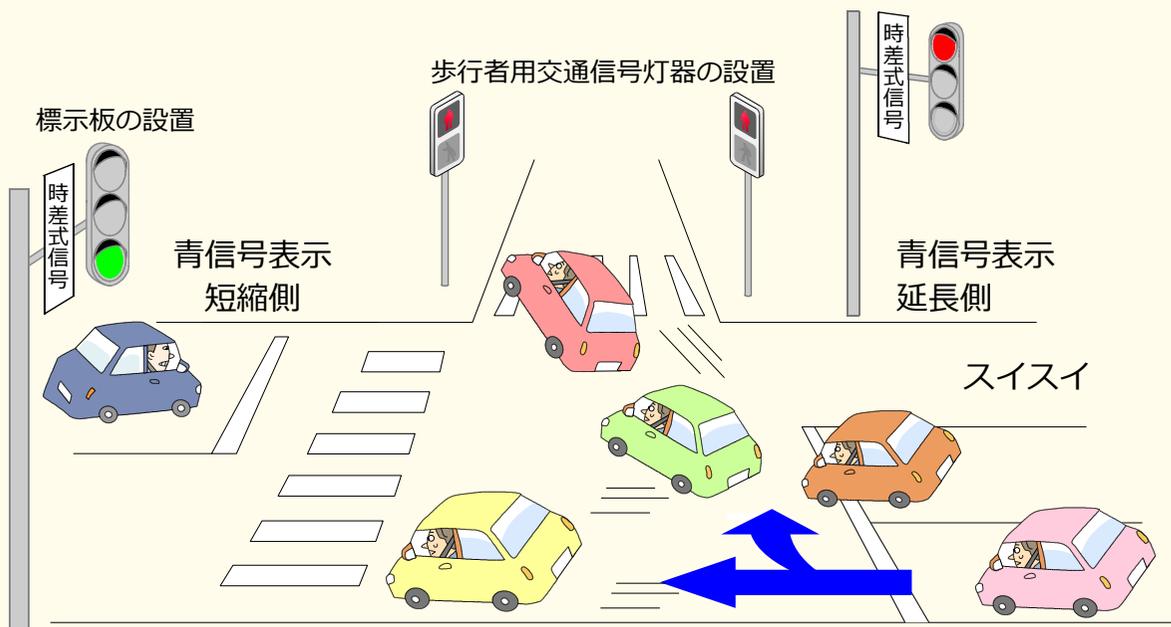
警察庁通達 「時差式信号現示による制御に関する運用指針の制定について（通達）」から抜粋 ※詳細は警察庁HP

- 十字路交差点において、右折交通に対する時差式信号現示を表示する場合は、青信号表示を短縮する方向の流入交通に対して、右折禁止の交通規制を終日実施する必要があります。その理由は、青信号表示短縮側の右折車が交差点内に取り残され、無理な右折による事故が発生するおそれがあるため禁止するものです。既に十字路交差点で時差式信号現示を行っている場所は、今後見直しを進めていきます。
- う回路が確保できない等の理由から右折禁止措置が実施できない場合は、上り方向、下り方向それぞれに独立した現示を設ける「別出し方式」による制御が必要です。



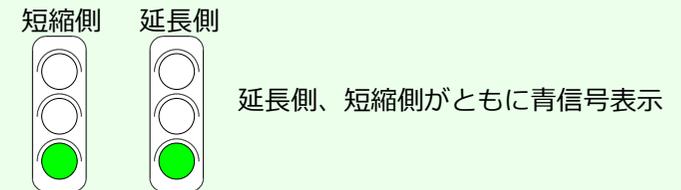
時差式信号機

時差式信号現示の例（丁字路交差点の場合）

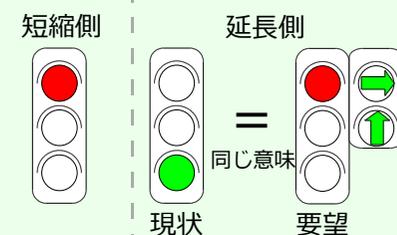


【よくある要望】

時差式信号現示の「時差」時間がわからない。時差に切り替わったことがわかるように矢印信号を設置してほしい。



▼ 時差時間の信号表示



青信号表示から矢印信号表示？何が違うの？



2種類の方法で表示することは**運転者の混乱**を招きやすいので行わないこととされております。対向車の動静に注意し、走行しましょう。